

(別紙様式)

市長	副市長	政策審議監	部長	課長	課長補佐	係長	課員	対応者
			豊田河副	豊田河副	豊田河副	豊田河副		豊田河副

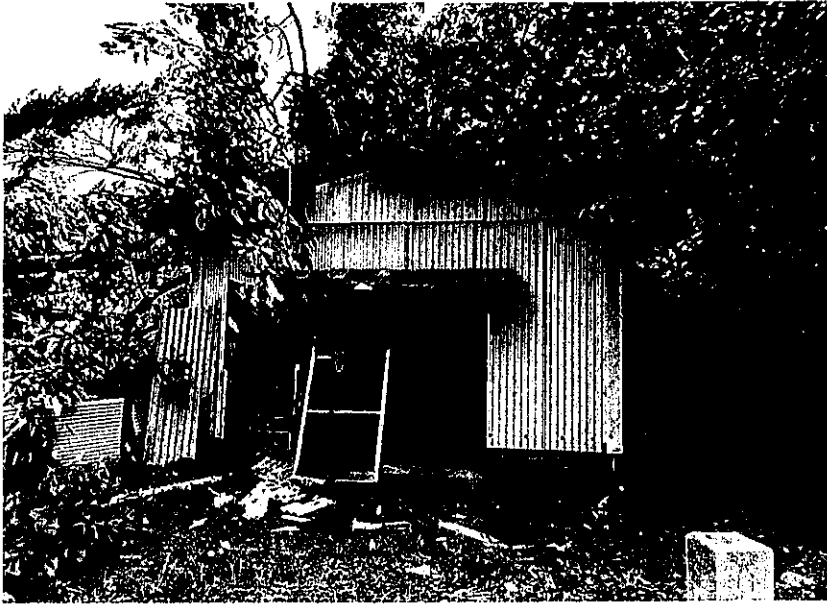
対 応 記 録 票

相手方	住所			
	氏名	[REDACTED]		
	役職名等	豊野地区住民		
対応日時		令和7年7月16日 午前9時		
提言等の方法及び場所		方法 ① 口頭 ② 電話 ③ その他		
対応者	所属	職名	氏名	
	観光文化課	課長補佐	池田 和雅	
	観光文化課	主事	入江 唯衣	
提言等の内容		市指定天然記念物「豊野のアベマキ」について 午前8時40分 豊野地区住民 [REDACTED] から入電あり ・市指定天然記念物の「豊野のアベマキ」が折れて、自分の所有する畑と農機具庫が損壊を受けた。状況を確認してほしい。 連絡を受けて現地の確認を行った。その際 [REDACTED] と現地にて聞き取り。 午前6時ごろに大きな音がしたが、木が倒れたとは思っていなかった。 その後8時ごろにお爺さん [REDACTED] から納屋に幹が倒れて、納屋を壊しているとの連絡があった。 現地確認したところ、幹が大きく裂けており幹内部に空洞が見られた。樹木全体の1/3か1/4は現存している。 持ち合わせた「東美作名木100選」には、幾度か落雷の被害を受けたとの記載がある。 [REDACTED] はどう処理すればいいのかわからない様子であったため、改めて連絡する旨を伝えて別れた。		
対応		現地での被害状況を確認。 今後については、所有者が「豊野地区」となっているため、豊野地区の責任で対応をしてもらう必要がある。 市指定で市の保険が活用できるか確認する。→現在 市総務課より 市損害賠償について保険会社に確認中。 7/15 13:50 回答 市損害賠償対象とはとらえ難い。		

所在地は「江見村」であるため
美作市!

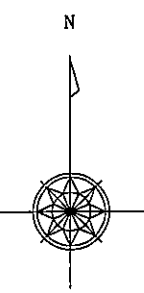








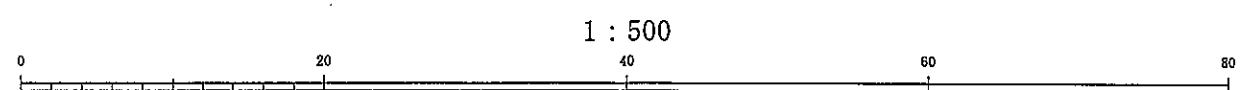
公用



豊野

- イ 235-1 雑種地 995.00m²
- ロ 241 用悪水路 135.00m² 作東町
- ハ 242 公衆用道路 558.00m² 建設省
- ニ 244-2 公衆用道路 70.00m² 作東町
- ホ 248-2 宅地 279.21m²
- ヘ 259-4 公衆用道路 30.00m² 作東町
- ト 260-3 墓地 19.00m²
- チ 263-2 公衆用道路 85.00m² 作東町
- リ 264-2 公衆用道路 74.00m² 作東町
- ヌ 284-1 公衆用道路 31.00m² 作東町
- ル 304-1 畑 396.00m²
- ヲ 309-1 畑 100.00m²
- ワ 314-3 公衆用道路 57.00m² 作東町

この図面は権利関係には使用できません。
この図面は内部資料につき、法務局の公図と異なる場合があります。



作成日付: 令和 7年 7月17日